住所　山口県下関市豊浦町豊洋台３丁目481番地
42
李相永　昭和26年４月13日生
金吉子　昭和25年９月24日生
李香織　昭和52年10月４日生
住所　東京都文京区弥生１丁目３番10号
文宗詰　昭和13年８月２日生
朴愛子　昭和20年８月17日生
文隆行　昭和41年２月26日生
住所　東京都港区海岸３丁目２番15―1004号
文基行　昭和44年11月９日生
住所　東京都江戸川区西葛西４丁目２番33―706号
金康子　昭和24年10月21日生
住所　東京都品川区平塚１丁目13番９号
洪真子　昭和61年６月10日生
住所　東京都大田区東矢口２丁目２番13―306号
康愛景　昭和46年４月６日生
住所　東京都大田区仲六郷４丁目31番１―312号
陳宇　昭和62年２月18日生
住所　岐阜県瑞穂市祖父江199番地１
金哲史　昭和63年９月14日生
金珠理　平成２年９月４日生
住所　岩手県一関市千厩町奥玉字土橋52番地６
楊萍　昭和30年１月23日生
住所　岡山県津山市草加部1144番地137
李秋爽　昭和54年８月27日生
住所　青森県上北郡おいらせ町若葉７丁目140番地1190
李絵里　昭和52年９月30日生
高里恩　平成14年１月30日生
高緒愛　平成16年７月27日生
高志成　平成18年９月20日生
住所　滋賀県守山市金森町990番地
金達郎　昭和61年９月18日生
住所　和歌山市松江北１丁目２番26号
金伸昭　昭和48年５月７日生
住所　東京都中央区日本橋本町４丁目11番８号
張起運　昭和56年11月18日生
住所　名古屋市東区砂田橋５丁目９番13号
李晃浩　昭和42年12月30日生
住所　東京都町田市大蔵町1886番地１
ジョン・ゴールディング　昭和59年２月21日生
住所　千葉県船橋市二和東６丁目26番６号
鐘逸平　平成11年１月19日生
住所　神戸市須磨区南落合１丁目24番10―703号
李正和　昭和49年８月14日生
住所　神戸市長田区御屋敷通５丁目１番13号
姜龍秀　昭和48年12月８日生
住所　兵庫県西宮市今津水波町３番10―303号
全相泰　昭和34年７月17日生
住所　兵庫県伊丹市野間２丁目６番19―303号
皇甫貴愛　昭和59年５月15日生
住所　長崎市籠町８番35―401号
林樹佳　昭和63年８月17日生
住所　愛知県日進市香久山５丁目2011番地
金捷志　昭和41年５月３日生
朴朱美　昭和42年４月14日生
金萌美　平成10年２月21日生
住所　長野県上伊那郡南箕輪村9551番地１
金倫美　平成７年１月16日生
住所　東京都新宿区荒木町10番地
朴祐理子　昭和63年５月28日生
住所　石川県金沢市西念３丁目30番21号
金華恵　昭和57年１月19日生
住所　大阪市東成区玉津２丁目19番17―203号
梁明也　平成６年９月17日生
住所　大阪府豊中市宮山町３丁目10番31号
左常明　昭和45年６月11日生
住所　大阪府羽曳野市野々上３丁目７番19号
裵惠　昭和46年７月21日生

○文部科学省告示第五十号

選定保存技術文楽人形鬘・床山の保持者名越昭司（平成十四年文部科学省告示第百四十九号）は、平成二十八年一月二十八日死亡し、当該保持者の認定及び選定保存技術文楽人形鬘・床山の選定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十八条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十八年三月九日

文部科学大臣　馳　浩

○文化庁告示第二十九号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十八年三月一日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十八年三月九日

文化庁長官　青柳　正規

磯子区録音ボランティア・アマリリスの会

○経済産業省告示第四十五号

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき、次のように同法第十二条第一項の登録の更新を行ったので、同法第四十六条第一号の規定に基づき公示する。

平成二十八年三月九日

経済産業大臣　林　幹雄

登録の区分	国内登録検査機関
携帯用レーザー応用装置	一般財団法人日本品質保証機構 東京都千代田区神田須田町一丁目二十五番地

（参考）

一般財団法人日本品質保証機構の事業所及び所在地は、次のとおりである。

(1)　安全電磁センター（東京都八王子市南大沢四丁目四番地四）

(2)　北関西試験センター（大阪府箕面市石丸一丁目七番七号）

○経済産業省告示第四十六号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、次のとおり指定保安検査機関を指定したので、同法第七十四条の二第一項第一号の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月九日

経済産業大臣　林　幹雄

名称	住所	保安検査を行う事業所の名称及び所在地	指定の区分	指定する地域	指定年月日
不二高圧株式会社	静岡県焼津市下江留四百三十七番地の十六	不二高圧株式会社 静岡県焼津市下江留四百三十七番地の十六	液化石油ガス保安規則第七十八条第四項において準用する同令第七十七条第二項第四項までにより規定する特定施設の保安検査を行う指定保安検査機関としての指定 一般高圧ガス保安規則第八十条第四項において準用する同令第七十九条第二項第四項までにより規定する特定施設の保安検査を行う指定保安検査機関としての指定（毒性ガス及び特殊高圧ガスを除く。）	神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県	平成二十八年二月一日